

付帯意見(案)

【基本的な考え方】

- ・新しい学校づくり推進事業は、学校や施設の再編そのものを目的とするものではなく、常に子供を中心に据え、加えて、教職員や地域住民一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指す施策として位置付けられるべきものである。
- ・このため、今後想定される個別の検討や調整の積重ねにあっても、この基本的な考え方が損なわれることのないよう留意し、事業全体を一貫した方針のもとで推進する必要がある。

【公表の時期について】

- ・基本計画が学校配置案を含む極めてセンシティブな内容を有するものであることは、検討委員会としても十分に認識している。一方で、検討の成果である基本企画の内容が、長期間にわたり不透明な状態に置かれることは、学校現場や地域、保護者の不安や憶測を助長し、今後の合意形成や事業推進そのものに支障を来すおそれがある。
- ・このため、検討段階であることを明確にした上で、できる限り早期に基本計画を公表し、市民と情報を共有することが望ましい。

【市長部局への意見】

- ・答申後速やかに、市長部局と調整を行い、教育委員会のみでは決定できない事項である財源の確保を含め、新しい学校づくりを市全体の中期的な財政計画に明確に位置付けるとともに、その考え方を基本計画とあわせて公表すること。これは、事業の実現可能性を高め、計画の信頼性を担保するために不可欠である。
- ・また、同じく教育委員会のみでは決定できない事項である学校配置に伴う跡地の利活用については、市長部局との調整のうえ、防災、地域コミュニティ、公共施設全体の最適化等の観点を踏まえた基本的な方針を策定し、基本計画とあわせて公表すること。
- ・なお、学校配置案を含め、基本計画を構成する基本的な考え方は、検討委員会において時間をかけて議論を重ねた上で整理されたものであり、その根幹となる考え方は、市長部局との調整や今後の合意形成過程においても、最大限尊重されるべきものである。

【教育委員会への意見】

- ・基本計画の実現に向けた具体的な検討及び実施のプロセスにおいては、既存の校務や業務に加えて新たな負担が過度に教職員個人に集中することのないよう、教育委員会として十分に配慮し、体制面・運営面の工夫を講じること。
- ・基本計画の実現に向けては、国の財政負担に依存するだけでなく、県に対しても積極的に財政的支援を働きかけるとともに、地域と学校の関わりを具体的な形で支える仕組みとして、「新しい学校づくり推進基金」の造成を検討し、広く市民に周知することで、持続可能な財政運

営と市民参画の促進を図ること。

- ・基本計画の根幹となる考え方に変更が生じる場合には、その変更が計画の趣旨や目的に照らして妥当なものであるかを検証できるよう、検討過程や判断理由を明確にするなど、客観的な確認が可能となる手段を講ずること。

- ・また、基本計画に掲げた「小中一貫教育の全市的導入」等については、答申後直ちに、その実現に向けた具体的な方針や施策の検討に着手し、段階的かつ着実に実装へとつなげていくことが求められる。